大和高田市立学校外国人講師派遣業務に係る事業者選定要項

**１　業務の名称**

大和高田市立学校外国人講師派遣業務

**２　目的**

大和高田市では、大和高田市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「派遣先」という。）に外国人講師を派遣することにより、生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、園児、児童及び生徒の外国語による実践的コミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図ってきました。質が高く、安定したプログラムによる外国人英語指導助手（以下「ＡＬＴ」という。）を派遣し、更なる事業の充実と発展を図るため、公募型プロポーザル方式により派遣事業者を選定するものです。

**３　業務概要**

1. 業務内容

別紙「大和高田市立学校外国人講師派遣業務仕様書（案）」のとおり。

（２）　派遣場所

ア　幼稚園　　６園（片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園）

イ　小学校　　８校（片塩小学校、高田小学校、土庫小学校、浮孔小学校、磐園小学校、陵西小学校、菅原小学校、浮孔西小学校）

ウ　中学校　　３校（高田中学校、片塩中学校、高田西中学校）

エ　高等学校　１校（高田商業高校）

（３）　契約期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで（３年間）

（４）　契約金額（見積限度額）

金６０，８７２，７９０円（税込）

※上記の金額には、委託期間（３年間）における交通費、保険料、その他業務に係

る一切の費用を含みます。

**４　参加資格要件**

（１）　大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（２）　次のいずれにも該当しないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等の規定に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされている者

ウ　大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者

エ　大和高田市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号）第２条第１号若しくは第２号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

オ　法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している者

（３）　役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　大和高田市暴力団排除条例第２条第１号若しくは第２号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

（４）　業務拠点に関する要件

近畿２府４県に本店又は契約等の権限を委任する営業所等を有する者であること。

（５）　入札参加者の業務実績に関する要件

入札参加者は、令和元年度以降に同様の業務実績があること。

※同様の業務とは、ＡＬＴを活用し１年間を通しての業務があり、かつ、１件１年当たりの契約金額が１，０００万円以上のものをいう。

　　（６）　厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けていること。

**５　プロポーザル実施に係る予定表**

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　容 | 期　　日　　等 |
| 公告 | 令和７年１月２２日 |
| 選定要項の配付 | 令和７年１月２２日～２月下旬 |
| 質問の受付期間 | 令和７年１月２２日～１月２７日 |
| 質問に対する回答期限 | 令和７年１月３０日 |
| 参加申請書及び提出書類提出期限 | 令和７年１月３１日～２月６日 |
| １次審査結果 | 令和７年２月中旬 |
| ２次審査実施予定 | 令和７年２月２６日 |

**６　選定要項の公表及び配付**

（１）公表日　　令和７年１月２２日(水)

（２）配付期間　　令和７年１月２２日(水)から令和７年２月下旬まで

（３） 配付方法　　選定要項、仕様書及び提案書提出用の書式データ（本市所定の様式は、大和高田市ホームページからダウンロード）

**７　提出書類**

1. 提出物

※様式のないものは、任意様式で結構です。

※書類に不備がある場合は、失格とします。

　　　　ア　参加申請書（様式第１号）

　　　　イ　誓約書（様式第２号）

　　　　ウ　提案書（様式第３号）

　　　　　　正本１部、副本（写し可）１４部

　　　　　　※Ａ４判・ページ番号付・縦向き・横書き、文字の大きさは１０ポイント以上とする。

　　　　　　※提案書記載項目のうち、⑤～⑧は合計１０枚（２０ページ）以内とし、表紙以外は両面使用とする。

　　　　エ　暴力団排除に関する誓約書（様式第４号）

　　　　オ　会社案内等のパンフレット　１５部

　　　　カ　労働者派遣事業許可証の写し　１部

　　　　キ　法人税の納税証明書の写し　１部

　　（２）　提出方法

持参による。

　　（３）　提出先

大和高田市教育委員会事務局教育部　学校教育課

　　（４）　提出期間

　　　　令和７年１月３１日（金）～２月６日（木）午前９時～午後５時まで

**８　説明会**

説明会は、実施いたしません。

**９　質問の受付及び回答**

（１）　本プロポーザルに関する質問の受付期間

ア　令和７年１月２２日(水)から令和７年１月２７日（月）午後５時まで

イ　質問内容を簡潔にまとめて、電子メール(gakkyou@city.yamatotakada.nara.jp)に　 より学校教育課まで送信してください。質問書の様式は任意です。

（２）　回答

令和７年１月３０日（木）までに電子メールにより回答します。ただし、市が質問者のみに回答することにより公平性を欠くと判断したときは、全ての質問者に対して回答に代わる内容を電子メールにより送信します。

**１０　選定**

（１）　選定委員会の設置

令和６年度大和高田市立学校外国人講師派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱（令和６年１１月２８日教育委員会訓令第４号）に基づき、大和高田市立学校外国人講師派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

（２）　選定方法

事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

これは、公募により外国人講師派遣業務に精通されている事業者を、参加申請者（当該プロポーザルに参加する者をいう。以下同じ。）として募り、一次審査として提案書による書面上の評価並びに見積額の得点の評価を行い、上位３者程度を選定します。一次審査により選定した者に対し二次審査を行い、一次審査並びに見積額の得点及び二次審査の結果を総合的に評価して優先交渉権者等を決定します。その後、優先交渉権者等の優先順位に従い、外国人講師派遣業務に係る仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により確定して当該業務の契約の締結予定者を決定するものです。

（３）　審査方法

ア　一次審査として、提出された提案書を下記の一次評価基準に基づいて選定委員会が評価・採点することにより審査します。

イ　二次審査として、一次審査の上位３者程度に、下記の二次評価基準に沿って提案書記載の内容等について提案してもらいます。

ヒアリングには、事業者の代表者（その権限を委任されている者を含む。以下同じ。）を含む５名以内の出席をお願いします。

ウ　二次審査は１者あたり３５分程度とします。（提案１０分、模擬授業１５分、質疑応答１０分。提案に係る準備等の時間は含みません。）

エ　二次審査における模擬授業では、ＡＬＴ１名によりデモンストレーションを行ってもらいます。新学習指導要領対応小学校外国語教材「ONE WORLD Smiles 5」のLesson5 「I can run fast.」から任意のページを選択し、言語活動を行ってもらいます。

　　なお、プロジェクター（HDMI対応）、スクリーンのみ使用は可能です。（パソコン及びデジタル教材を使用する場合は、事業者側で準備。）

一次評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の視点及び判断基準 | 配点 |
| 1. 経営規模
 | 直近の売上高及び経常利益等 | ２０点 |
| 令和元年度以降における同様の業務実績件数 | ２０点 |
| 1. 運営体制
 | 配置予定のＡＬＴの研修状況や研修予定状況 | ３０点 |
| 配置予定のＡＬＴの採用基準 | ３０点 |
| 代替等の危機管理体制状況及びバックアップ体制 | ２０点 |
| 1. 業務能力
 | 英語教育に対する基本的な考え方 | ３０点 |
| 見積金額 | ２０点 |
| 合　計　得　点 | １７０点 |

二次評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の視点及び判断基準 | 配点 |
| 1. 運営体制
 | 事業者のＡＬＴへのサポート体制 | ２０点 |
| 学校等へのサポート体制 | ２０点 |
| 学校等や市教委との連携について | ２０点 |
| 1. 業務能力
 | 指導方法（児童等の授業に対する興味への促進） | ６０点 |
| 指導方法（児童等のコミュニケーション能力向上） | ６０点 |
| 授業内容に関する年間計画の作成 | ４０点 |
| 英語教材教具の作成補助 | ４０点 |
| 提案内容の独自性 | ４０点 |
| 合　計　得　点 | ３００点 |

※各得点は、選定委員会の委員１名当たりの配点です。

（４）　採点方法及び配点

一次審査の点数　＋　二次審査の点数　＝　総合評価点数

（170点×10名＝1700点）＋（300点×10名＝3000点）＝（4700点）

　　（５）　候補者の選定

　　　　（ア）一次審査（書類審査）において、適切な提案がない場合（評価点の得点率が６割未満）には、二次審査の参加者として選定しません。

（イ）二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）において、適切な提案がない場合（評価点の得点率が６割未満）には、優先交渉権者として選定しません。

（ウ）提案者が１者のみの場合、審査・評価は実施しますが、評価点の得点率が６割未満の場合は採択せず、再度公募を行います。

**１１　留意事項**

　　（１）　提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとする。

　　（２）　提出を受けた提案書は返却しない。

　　（３）　提案書等の提出に関する費用は参加事業者の負担とする。

　　（４）　次のいずれかに該当する場合その提案書は無効とする。

　　　　ア　提案書等の提出書類に虚偽の記載がある場合

　　　　イ　提案書が期限を過ぎて提出された場合

　　　　ウ　ヒアリングに事業者の代表者が欠席した場合

　　　　エ　ア～ウの他、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合等、選定委

員会において、不適当と認められた場合

**１２　契約の締結**

（１）　優先交渉権者の決定等

ア　選定委員会における評価順位が第１位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者（以下「次順位者」という。）の順位を確定します。

イ　選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知します。

ウ　イの通知を受けた者は、その通知を受けた日から５日以内に「承諾・辞退届」（様

式第７号）を提出してください。届出は、持参又は郵送に限ります。

エ　選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

（２）　仕様書等の確定の協議

審査委員会より優先交渉権者の確定の通知を受けた大和高田市長(以下「市長」という。)は、優先交渉権者と協議して仕様書（提案書を含む。以下同じ。）の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該委託業務を所掌する学校教育課の担当職員が行います。

（３）　次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。次順位の交渉権者には、学校教育課の担当職員から別途ご案内します。

ア　優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。

イ　優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。

ウ　優先交渉権者との協議が不調となったとき。

（４）　契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、学校教育課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結に係る事務は学校教育課において行います。

**１３　結果の公表と企画提案書の公開**

（１）　結果の公表

市は第一次審査後に第一次審査の審査結果・順位・評価点を公表できるものとする。また、市は第二次審査後に第二次審査の審査結果・順位・評価点を公表できるものとする。なお、契約事業者候補について、市は事業者名及びその提案金額を公表できるものとする。

（２）　企画提案書の公開

プロポーザル方式への参加申込手続以降に市に提出された書類については、大和高田市情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となる。条例第６条第１項第１号から第６号に該当する事項以外原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出すること。